

6. 誘導施策の設定

6.1 誘導施策の考え方

6.1.1 誘導施策の体系

立地適正化計画は、行政自らが行う都市施設の計画・整備や土地利用規制によるものではなく、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、医療・福祉・商業・住宅といった民間等の都市施設を居住誘導区域内や都市機能誘導区域内に誘導する計画であり、計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつける役割を果たすものです。

立地適正化計画においては、国が直接行う施策、国の支援を受けていの町が行う施策、いの町が独自に講じる施策をとおして、広義の都市計画制度である立地適正化計画を活用することとしています。

なお、本計画においては居住誘導区域及び準居住誘導区域（水災害対策重点区域）からなる将来の居住誘導区域を対象として示しています。

<ターゲットとストーリーに基づく施策の体系>

立地適正化計画の目指す将来都市構造の実現に向けたまちづくりの方針（ターゲット）及び課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）に基づき、取り組むべき誘導施策を設定します。

誘導施策の検討にあたっては、いの町で従来から行われている施策を継続して行う施策と新たに解決すべき課題を踏まえた施策から構成します。

施策の体系は以下のとおりです。

目指す将来都市像	まちづくりの方針 (ターゲット)	居住	都市	交通	防災	共通	施策・誘導方針 (ストーリー)
仁淀川とともに歩む いの町らしい 定住・通勤通学型まちづくり	【居住誘導に関わる方針】 ■方針1 在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり						■1 「在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり」の施策・誘導方針 ○職住近接の定住施策（まちなか居住と雇用の場の形成）、生活基盤施設（公園）の充実 ○利便性の高い拠点周辺への居住の誘導（地域の特性に応じた居住地の適正化等） ○多様な住まい方が可能な定住環境の形成 ○子育て世代や若者を引きつけるための誘導施策
	【都市機能誘導に関わる方針】 ■方針2 仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり						■2 「仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり」の施策・誘導方針 ○生活サービスなどの暮らしの機能の誘導 ○まち歩き場のづくり、にぎわいの創出のための誘導（まちなかウォークパブル、パークアンドライド等）、かわまちづくりの利用促進 ○空き家を活用した新たな生業・雇用の場、まちなかでの居住の場の誘導
	【交通ネットワークに関わる方針】 ■方針3 河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり						■3 「河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり」の施策・誘導方針 ○ICとのアクセス性向上による市街地への居住誘導 ○ICを生かした産業振興（産業育成、企業誘致）等 ○施設・道路のバリアフリー対策 ○公共交通の利用促進による居住誘導（駅の案内機能等バス、鉄道の待合環境、駅の南北連絡、バス停整備等） ○環状線（山手線）内の交通安全対策、緊急車両対策 ○広域交通ネットワークによる一層の居住圏の拡大・通勤圏の利便性の向上 ○中山間地域の生活サービス支援（小さな拠点の形成）
	【防災に関わる方針】 ■方針4 水害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり						■4 「水害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり」の施策・誘導方針(防災指針と整合) ○流域治水・内水対策、仁淀川・宇治川の治水対策等としての「氾濫を減らす」「安全に逃げる」「備えて住む」対策 ○地震、地滑り、土砂災害対策 ○命を守る対策（避難路、避難場所、避難態勢の充実）
	【共通：“らしさ”に関わる方針】 ■方針5 仁淀川と暮らすまちづくり						■5 「仁淀川と暮らすまちづくり」の施策・誘導方針 ○都市構造：環状線内の歩くまちの再構築・にぎわいの創出 ○歴史・文化：問屋坂や製紙工場のある紙のまちの景観の保全 ○仁淀川：礫河原の景観、水質の保全、水とのふれあいの確保 ○人とのつながり：人とのふれあい、交流の場の確保

図 6-1 誘導施策の体系

6.2 居住誘導施策

居住誘導区域における誘導施策は以下のとおりです。

居住誘導のための施策は、居住誘導に関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット）】

- 方針1 在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー）】

- 1 「在郷町として発展した仕事と暮らしのまちづくり」の施策・誘導方針

- (1) 職住近接の定住施策（まちなか居住と雇用の場の形成）、生活基盤施設（公園）の充実
＜施策のポイント＞・雇用施策・定住施策・生活基盤の充実など
- (2) 利便性の高い拠点周辺への居住の誘導（地域の特性に応じた居住地の適正化等）
＜施策のポイント＞・拠点周辺の環境整備など
- (3) 多様な住まい方が可能な定住環境の形成
＜施策のポイント＞・職住近接・高齢者など
- (4) 子育て世代や若者を引きつけるための誘導施策
＜施策のポイント＞・子育て支援・若者世代の定住化促進など

■凡例

○：上位関連計画 ★：各課ヒアリング ◎：誘導方針からの展開案 重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

(1) 職住近接の定住施策（まちなか居住と雇用の場の形成）、生活基盤施設（公園）の充実

施策の項目	誘導施策等	内容
雇用施策	<p>★【新規】新設等した工場等に係る固定資産税相当額の産業振興奨励金としての交付（改善に向けた取組）</p>	<p>・町内で工場等を新設、移築、改築等する企業に対し、新たな雇用を生み出すこと等を要件に、新設等した工場等に係る固定資産税相当額を産業振興奨励金として交付することで、雇用を創出</p>
	<p>★【新規】企業の育成・支援や人材育成</p>	<p>・製紙業の経営の安定及び生産技術の向上に寄与する人材の確保及び育成のため、町内の学校で出前授業及び製紙会社等を対象とした研修会・勉強会を高知県製紙工業会等との協働で実施</p>
	<p>★【新規】工業団地の整備についての検討（工業会等の団体からの要望や意見） ○【継続】（関連施策）IC 周辺への企業誘致</p>	<p>・高知県製紙工業会から町が管理・販売する工業団地の整備についての要望 ・居住誘導区域への定住やUJI ターン者のための雇用施策としての企業誘致、及び居住誘導区域への居住を促進するための雇用の創出（IC 周辺への企業誘致により、職住近接を促進）</p>
	<p>◎【新規】医療福祉分野における女性等の雇用環境の充実</p>	<p>・女性の労働力率が高いことから、良質な雇用の創出を図り、潜在的労働力が活躍できる働き方について検討、啓発</p>
職住近接 ・定住施策	<p>○★【継続・新規】町営住宅の集約統合・廃止計画</p>	<p>・「老朽化住宅の撤去」（「いの町公営住宅等長寿命化計画」 ※老朽住宅への対策等、利便性の高い立地を活かした複合的な市街地環境を形成 ・公営住宅の適正な維持管理・更新 ※公営住宅は、安全・安心に利用できるよう適正に維持管理・更新し、老朽化に対応するためなどの大規模改修・更新の際は、維持管理経費の縮減に努めるとともに、住宅ニーズを的確に捉えて施設規模の適正化 ※用途見直しによる転換や複合化・集約化の適正配置について検討</p>
	<p>○【継続】住工混在地における住宅と工場利用の調和の維持</p>	<p>・住工混在地については、周辺の住宅との調和に配慮しながら、現状の工場利用を維持</p>

施策の項目	誘導施策等	内容
生活基盤の整備	○★【継続・新規】多様な機能を備えた公園整備（子ども・子育て・バリアフリー・仁淀川沿川の特徴ある公園等）	・仁淀川とふれあえる羽根公園の整備・川まちづくりを充実 ※参照（関連施策） 重点施策6 ：仁淀川周辺の親水空間の充実
	○【継続】効率的な排水処理施設の整備	・既設の公園・緑地について、防災機能の強化、ユニバーサルデザイン化等、利用者ニーズや地域特性の変化に対応した施設更新や長寿命化を推進・地域特性に応じた公園づくり（都市計画区域や中山間区域等の地域特性に応じた、自然環境に適合した公園、緑地などの計画的な整備） ・「いの町生活排水処理構想」に沿って、公共下水道施設や農業集落排水施設等の地域性に応じた効率的な排水処理施設を整備

■活用可能な支援措置

【雇用施策】

- 官民連携まちなか再生推進事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2）
- 都市環境維持・改善事業資金融資（エリアマネジメント融資）（都市機能誘導区域内）
- 民間中心市街地商業活性化事業計画の認定（経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室）

【職住近接・定住施策】

- 優良建築物等整備事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）

【多様な住まい方（住環境）の充実】

- 地域住宅団地再生事業

【生活基盤の整備】

- 都市構造再編集集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内）
- 都市公園ストック再編事業（立地適正化計画策定都市）（直接 1/2）

（2）利便性の高い拠点周辺への居住の誘導（地域の特性に応じた居住地の適正化など）

施策の項目	誘導施策等	内容
共通	○【継続】良好な市街地の形成	・良好な市街地の形成（各地区や個別施策で対応） ※低未利用地、木造建築物の密集、狭あい道路、洪水時に浸水しやすい地区等の課題を有する地区の改善・道路・公園等の都市基盤確保
	○【継続】遊休地の有効利用・企業用地の取得・整備	・遊休地の有効利用を図るとともに、経済動向を見極めながら企業用地の取得・整備を検討

施策の項目	誘導施策等	内容
中心拠点 伊野地区	○★【継続・新規】利便性の高い立地を活かした複合的な市街地環境の形成	○まちの中心拠点（町役場、図書館、仁淀病院等、主要な公共施設が集中する JR 伊野駅周辺）として、駅や主要な施設を結ぶアクセス道路、公園等の都市基盤を維持・充実し、利便性の高い立地を活かした複合的な市街地環境を形成 ①魅力と特色ある商店街づくり（地域や消費者のニーズに対応した商業活動の充実・強化や商店街の環境整備を図ることにより、生活者だけでなく、観光客も立ち寄れる魅力と特色ある商店街づくり） ②中心市街地への食・職（コワーキング）の拠点の整備 ③歴史的街並みを活かしつつ、商業用地の高度利用を推進 ④交通機能強化の検討 ※参照（関連施策） <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策3：公民連携によるまちなか再生の推進
生活拠点 枝川地区	◎【継続・新規】低未利用地、狭あい道路の解消	・低未利用地のセットバック、木造建築物が密集する狭あい道路を解消 ※参照（関連施策）「防災に関する施策」
	◎【継続・新規】内水対策・避難体制の充実	・洪水時に浸水しやすい地区の継続的な内水対策の推進、避難体制を充実 ※参照（関連施策）「防災に関する施策」
生活拠点 天王地区	◎【新規】伊野地区とのアクセス道路の充実	・緊急輸送ネットワークの形成・伊野地区・天王地区を結ぶアクセス道路を充実
	◎【新規】孤立化を防ぐ緊急避難道路の整備	・土砂災害等による地区の孤立化を防ぐ緊急避難道路の整備を推進
	◎【新規】健康増進を図るまちづくり	・高齢化世帯の増加への対応として、健康増進を図るまちづくりを推進
生活拠点 波川地区	◎【継続・新規】低未利用地、狭あい道路の解消	・低未利用地のセットバック、木造建築物が密集する狭あい道路を解消 ※参照（関連施策）「防災に関する施策」
	◎【継続・新規】内水対策・避難体制の充実	・洪水時に浸水しやすい地区の継続的な内水対策の推進、避難体制を充実 ※参照（関連施策）「防災に関する施策」

■活用可能な支援措置

【共通】

- 都市構造再編集集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））

【中心拠点】

- 優良建築物等整備事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
- 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
- 住宅市街地総合整備事業（都市再生住宅等整備事業）（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
- バリアフリー環境整備促進事業（都市機能誘導区域内）（直接間接 1/3）

【生活拠点】

- 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）（都市機能誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）
- 住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）（都市機能誘導区域内・居住誘導区域内）（直接 1/2、間接 1/3）

(3) 多様な住まい方が可能な定住環境の形成

施策の項目	誘導施策等	内容
多様な住まい方（住環境）の充実	○★【継続・新規】用途地域に即した住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の維持・形成に向け、実情に応じた用途地域の見直しを検討（沖田地区、生活拠点（波川）の工業地域等） ・低未利用地の多い工業地域への秩序ある居住の受け入れを推進（用途地域の見直しの検討）
高齢者の住環境整備	★【新規】サービス付き高齢者向け住宅等の整備について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅や、より低所得者が入居できるような住まいの確保について今後検討

■活用可能な支援措置

【多様な住まい方（住環境）の充実】

- 地域住宅団地再生事業
- 既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進(予算措置、税制措置)

【高齢者の住環境整備】

- スマートウェルネス住宅等推進事業（都市機能誘導区域内）（間接 1/10、1/3 等）
- サービス付き高齢者向け住宅整備事業（1/10、1/3）（固定資産税減税、不動産取得税控除）

【新旧住民の暮らしやすい地域コミュニティの維持・形成】

- 地域居住機能再生推進事業（補助率：1/2 等）

(4) 子育て世代や若者を引きつけるための誘導施策

施策の項目	誘導施策等	内容
子育て支援	<p>○★◎【継続・新規】<input checked="" type="checkbox"/>重点</p> <p>施策1：「子育て支援5つのパッケージ」の創設（継続事業・新規事業を総合的に連携させた支援事業を創設）</p> <p><5つのパッケージ></p> <p>①子育て支援サービス・助成の充実</p> <p>②子育てを取り巻く環境の充実</p> <p>③家庭の教育力を高められる支援の充実</p> <p>④放課後の子どもの居場所づくりと支援体制の充実</p> <p>⑤子育て支援施設の維持管理及び適正配置・民間の立地誘導</p>	<p>①子育て支援サービス・助成の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産祝金等ライフステージに合わせた総合的な支援を拡充 ・ 保育料等の軽減措置 ・ 延長保育、乳児、障害児、一時預かり事業への支援 ・ 母子保健事業の充実（不妊治療費助成・妊婦健診事業・マタニティ教室・乳幼児健診・育児相談・離乳食教室・発達支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・未熟児養育支援事業） <p>②子育てを取り巻く環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期からの家庭教育に係る学習の場 ・ 妊婦、乳幼児親子への読み聞かせや本との出会い事業を推進 ・ 男性の育児参加等の啓発 ・ 地域子育て支援拠点事業（プレママほっとルームの常設・なないろはあと事業の継続） ・ スクールバスによる送迎について検討 <p>③家庭の教育力を高められる支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の教育力の向上を目指し、就学前、各園、小中と一貫した事業を実施 ・ 家庭教育支援基盤形成事業、アクションプラン

施策の項目	誘導施策等	内容
		④放課後の子どもの居場所づくりと支援体制の充実 ・子ども・子育て支援事業、放課後子どもプラン推進事業 ★⑤子育て支援施設の維持管理及び適正配置・民間の立地誘導 ・子育て支援施設は、安全・安心に利用できるよう適正に維持管理・更新 ・老朽化に対応するためなどの大規模改修・更新時の維持管理費を縮減 ・将来の児童数等の推移を的確に捉えたうえで、施設規模を適正化 ・余裕スペースの用途見直しによる転換や複合化・集約化の適正配置を検討
若者世代の定住化促進	★【新規】 <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策2：「空き活」の創設（結婚・出生率の向上+空き家の活用を組み合わせ、若者世代の定住を促進させる事業の創設） ▶空き家にならないような取り組みの検討（総務課危機管理室） ▶老朽化していく空き家活用の動機付け（総合政策課）	・「空き活」事業の創設（結婚・出生率の向上+空き家の活用=空き活） ・若年世代の定住化促進のための施策 ・空き家の活用施策（空き家バンク、空き家活用に関する相談窓口、空き家改修補助金、荷物整理補助金、中間管理住宅制度の実施）

■活用可能な支援措置

【子育て支援】

- 都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））
- 待機児童解消を確実なものとするための保育の受け皿拡大（財政措置）
- 賃借料加算の充実（公定価格の改善事項）（予算措置、財政措置）
- 多様な保育の充実（予算措置、財政措置）
- 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置（企業主導型保育）（【税制措置】固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税等）
- 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（【税制措置】固定資産税、不動産取得税、関税等）

【若者世代の定住化促進】

- 住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）（居住誘導区域内）（直接 1/3 等、間接 1/3）
- フラット35地域活性化型（住宅金融支援機構による支援）（居住誘導区域内）
 - ・支援内容：居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の取得に対し、住宅ローン（フラット35）の金利引下げ（当初5年間、▲0.25%引下げ）

6.3 都市機能誘導施策

都市機能誘導区域における誘導施策は以下のとおりです。

都市機能誘導のための施策は、都市機能誘導に関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット）】

- 方針2 仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー）】

- 2 「仁淀川から陸路に沿って発展した歩いて暮らせるまちづくり」の施策・誘導方針
 - (1) 生活サービスなどの暮らしの機能の誘導
 - <施策のポイント> ・生活サービス施設の誘導等
 - (2) まち歩き場のづくり、にぎわいの創出のための誘導（まちなかウォークブル、パークアンドライド等）、かわまちづくりの利用促進
 - <施策のポイント> ・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出・にぎわいの創出・パークアンドライド、ほこみち・主な施設を歩いて結ぶ歩いて楽しいみち・歩行ルートの設定など
 - (3) 空き家を活用した新たな生業・雇用の場、まちなかでの居住の場の誘導
 - <施策のポイント> ・空き地、空き家の活用（雇用、居住）等

■凡例

○：上位関連計画 ★：各課ヒアリング ◎：誘導方針からの展開案 重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

(1) 生活サービスなどの暮らしの機能の誘導

施策の項目	誘導施策等	内容
行政機能	○【継続】行政系施設の複合化・集約化	・行政系施設の建て替えや大規模改修が必要な場合は、他の近隣施設との複合化・集約化を検討
介護福祉機能	○【継続】保健・福祉の拠点としての適正な維持管理、老朽化や地域ニーズに対応するための大規模改修等の推進（用途の変更や複合・集約化・廃止等の検討）	・地域における保健・福祉の拠点として、快適に利用できるよう適正に維持管理 ・老朽化や地域ニーズに対応するための大規模改修等の際は、維持管理経費の縮減 ・利用のない施設や利用が著しく少ない施設については、用途の変更や複合・集約化を検討 ・老朽化等で用途の見直しが困難な施設については、廃止を検討
	○【継続】あったかふれあいセンターの整備・機能強化	・あったかふれあいセンター事業
	○★【継続・新規】地域包括ケアシステムとしての地域包括支援センターの設定	・地域包括支援センターの設置
	○★【新規】中山間地域への介護・福祉関連施設の設置	・中山間地域に介護・福祉関連施設が少ないため、生活に身近なものとして町内に分散して立地
商業機能	○【継続】商業環境の維持・形成	・生活利便施設が集積する商業地としての利用を基本としつつ、用途地域に即した商業環境の維持・形成のための土地利用の高度化・複合化
医療機能	○【継続・新規】仁淀病院の再建・JR伊野駅と仁淀病院のアクセス性の強化	・地域で安心して医療を受けられるよう住民の医療や健康づくりを支える拠点施設として仁淀病院を再建 ・JR伊野駅と仁淀病院のアクセス性の強化 ・大規模改修等の際の維持管理経費の縮減を検討
	◎【新規】小児科機能の充実についての検討	・子育て世代に必要な小児科機能の不足を解消
金融機能	◎【新規】金融施設の維持（誘導施設としての設定）	・誘導区域内は誘導施設として設定し、維持について管理
教育・文化機能	○【継続】文教施設、厚生福祉施設等の整備のための用地の確保に向けた取り組みの推進	・住民生活に直結する文教施設、厚生福祉施設等の整備にあたっては、環境保全と住民の利便性を考えた適正配置に配慮し、用地の確保に向けた取り組みを推進

施策の項目	誘導施策等	内容
	○【継続】公民館等の老朽化や地域ニーズに対応するための大規模改修・更新	・公民館等の老朽化や地域ニーズに対応するための大規模改修・更新の際は、維持管理経費を縮減 ・施設規模の適正化や複合化・集約化等の適正配置について検討
	○【継続】スポーツ・レクリエーション系施設の適正な維持管理・更新	・スポーツ・レクリエーション系施設は、安全・安心に利用できるよう適正に維持管理・更新し、大規模改修・更新の際は維持管理経費を縮減 ・施設規模の適正化や複合化・集約化等の適正配置について検討
	○★【継続・新規】教育文化施設の長寿命化・快適性の向上についての検討	・学校施設、幼稚園・保育園・認定こども園の長寿命化 ・長寿命化を検討し、無理なところは建替えを検討 ・図書館の利用促進に向けた快適環境を向上（エアコンの設置）

■活用可能な支援措置

【介護福祉機能】

- スマートウェルネス住宅等推進事業（補助率 1/10 等、税制措置（サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制）固定資産税、不動産取得税）
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
- コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進
- 高知県介護基盤整備等事業費補助金（高知県）

【商業機能】【金融機能】

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度
- 商店街活性化促進事業
- 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定（予算措置、税制措置（登録免許税））
- 民間中心市街地商業活性化事業計画の認定
- 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除（税制措置（所得税））
- 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減（税制措置（登録免許税））
- 企業活力強化貸付における企業活力強化資金
- 商店街活性化・観光消費創出事業

【医療機能】

- 健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン
- 健康・医療・福祉のまちづくりの手引き－地区レベルの診断と処方箋－
- まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン
- 医療提供体制施設整備交付金（予算措置）
- 医療計画（医療提供体制確保に関する基本方針等）（予算措置）
- 地域の健康増進活動支援事業（予算措置）

【教育・文化機能】

- まち再生出資【民都機構による支援】（都市機能誘導区域内）
- 共同型都市再構築【民都機構による支援】（都市機能誘導区域内）
- （都市再生機構出資金）都市・居住環境整備推進出資金＜まちなか再生・まちなか居住推進型＞
- 地域居住機能再生推進事業（居住誘導区域内）（直接 1/2 等）
- 学校施設の有効活用等の支援措置

(2) まち歩きの間づくり、にぎわいの創出のための誘導（まちなかウォークアブル、パークアンドライド等）

施策の項目	誘導施策等	内容
商店街のにぎわいの創出・まちなかウォークアブル等	<p>★【新規】重点施策3：公民連携によるまちなか再生の推進</p> <p>参考：都市構造再編集集中支援事業、「居心地が良く歩きたくなるまち」（まちなかウォークアブル推進事業等）の推進</p>	<p>①魅力と特色ある商店街づくり（地域や消費者のニーズに対応した商業活動の充実・強化や商店街の環境整備を図ることにより、生活者だけでなく、観光客も立ち寄れる魅力と特色ある商店街づくりを推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙の博物館の充実と中心市街地が連携したまち歩き空間を形成（いの町中心市街地活性化計画） ・★町民の健康の維持・体力づくりに向けたウォーキングや軽スポーツの普及 ・★かわまちづくりと連携した水辺空間の整備・利用促進とともに、ウォークアブル空間を形成 <p>②中心市街地への食・職（コワーキング）の拠点の整備（いの町中心市街地活性化計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・◎滞在快適等向上区域（まちなかウォークアブル区域）と歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定の組み合わせ活用の検討 ・◎地域の風景や暮らしがみられる場におけるコワーキング・交流拠点の整備（町内外の多様な人材の交流） ・◎ワーケーションの受け入れ体制の検討 ・◎ワーケーションのためのWi-Fi等の環境整備 <p>③歴史的街並みを活かしつつ、商業用地の高度利用を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町役場、図書館、仁淀病院等、主要な公共施設が集中するJR伊野駅周辺については、まちの中心拠点として、駅や主要な施設を結ぶアクセス道路、公園等の都市基盤を維持・充実 ・★古い町並みのある市街地の魅力向上（リニューアル等）（重点的に図っていく観光地の形成） ・とさでん交通の駅からの大国さままでの古い町並みのある市街地の保全（産業経済課）・◎景観計画の検討 <p>④交通機能強化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・★JR伊野駅の老朽化に伴う改修（南北連絡通路） ・★結節拠点（バスタ）の機能強化 ・観光地や商店街等へのにぎわいの創出 ・★産業・観光の観点から観光地や商店街等へのアクセス向上を図り、利用しやすい環境づくりに資する駐車場の整備及び利用システム（パークアンドライド等）について検討

■活用可能な支援措置

【共通】

- 都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））

【にぎわいの創出】

- 官民連携まちなか再生推進事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2）
- 都市再生コーディネート等推進事業【都市再生機構による支援】（都市機能誘導区域内）（直接 1/2）
- 都市環境維持・改善事業資金融資（エリアマネジメント融資）（都市機能誘導区域内）

【まちなかウォークアブル等】

- まちなかウォークアブル推進事業（直接：1/2）
- ウォークアブルなまちづくりの推進（固定資産税・都市計画税、オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産・低層部の階をオープン化した家屋について、課税標準を5年間1/2に軽減）
- ウォークアブル推進税制（固定資産税・都市計画税の軽減）
- まちなか公共空間等活用支援事業（都市再生推進法人への総事業費1/2）
- 歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度
- 駐車場法の特例制度（予算措置、財政措置）

(3) 空き家を活用した新たな生業・雇用の場、まちなかでの居住の場の誘導

施策の項目	誘導施策等	内容
空き家の活用	○【継続】空き家対策等荷物整理事業	・地方への移住促進・創業支援事業 ※参照（関連施策） <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策2：「空き活」の創設
	○【継続】空き家等の適切な管理の促進	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進 ※参照（関連施策） <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策2：「空き活」の創設
	○【継続】空き家等跡地の活用の促進	・空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進 ※参照（関連施策） <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策2：「空き活」の創設
空き地の活用	○【継続】空き地の利活用について検討	・空き地の利活用について検討
	○【新規】低未利用土地の有効活用	・「利用指針」「管理指針」「低未利用土地権利設定等促進事業区域」の設定 ・「立地誘導促進施設協定」による空き地・空き家等の活用支援 ・低未利用地の有効活用と適正管理の促進

■活用可能な支援措置

【空き家の活用】

- 空き家対策総合支援事業
- 空き家・空き地等の流通の活性化の推進

【空き地の活用】

- 都市のスポンジ化対策のための特例措置の延長

【登録免許税】

【不動産取得税】

【固定資産税】

- 低未利用土地権利設定等促進計画制度

■「低未利用土地権利設定等促進計画」「立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）」を活用し、空き地・空き家の有効活用を促す施策について

◆低未利用土地の有効活用

- ・人口減少と高齢化を背景にした空き地・空き家等の低未利用の土地が発生
- ・これによる人口密度の低下、並びに都市のスポンジ化の問題に対応するため、低未利用土地における適切な管理を促すとともに、有効利用を促すための支援を行うことが必要
- ・また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすることなども検討
- ・低未利用土地の有効活用の支援は、利用及び管理に係る指針、低未利用土地権利設定等促進事業の考え方にに基づき実施が必要

≪利用指針≫

【都市機能誘導区域内】

- ・オープンカフェや広場等、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨

【居住誘導区域内】

- ・リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨

≪管理指針≫

【空き家】

- ・定期的な空気の入れ換え等の適切な清掃

【空き地等】

- ・雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を実施

≪低未利用土地権利設定等促進事業区域≫

【低未利用土地権利設定等促進事業区域の設定】

- ・都市機能誘導区域又は居住誘導区域

【低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項】

- ・促進すべき権利設定等の種類：地上権、賃借権、所有権等
- ・立地を誘導すべき誘導施設等：都市機能誘導区域における誘導施設居住誘導区域における住宅等

◆「立地誘導促進施設協定」による空き地・空き家等の活用支援

- ・居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するため、居住誘導区域内を立地誘導促進施設協定の対象とし、空き地・空き家等の地権者の合意に基づき自治会やまちづくり団体等が共同で交流広場、コミュニティ施設等の空間・施設を整備又は管理することができるよう支援

◆低未利用地の有効活用と適正管理の促進

- ・「低未利用土地権利設定等促進計画制度」を活用した低未利用地の有効活用・適正管理の促進について検討
- ・立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）による低未利用地の有効活用について検討

6.4 交通ネットワークに関する施策

交通ネットワークに関する施策は以下のとおりです。

交通ネットワークのための施策は、交通ネットワークに関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット）】

- 方針3 河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー）】

- 3 「河港から高知市を結ぶ交通で発展していくまちづくり」の施策・誘導方針

(1) IC とのアクセス性向上による市街地への居住誘導

< 施策のポイント > ・市街地へのアクセス整備等

(2) IC を生かした産業振興（産業育成、企業誘致）等

< 施策のポイント > ・IC 周辺への製紙業、製造業の誘致・IC を活かした新たな産業の誘致等

(3) 施設・道路のバリアフリー対策

< 施策のポイント > ・道路環境の改善・バリアフリー・安全対策等

(4) 公共交通の利用促進による居住誘導（駅の案内機能等、バス・鉄道の待合環境、駅の南北連絡、バス停整備等）

< 施策のポイント > ・公共交通の充実（運行、路線、バス停の整備など）・交通結節機能の充実（駅の案内機能、バス、鉄道の待合環境、駅の南北連絡通路）等

(5) 環状線（山手線）内の交通安全対策、緊急車両対策

< 施策のポイント > ・緊急輸送ネットワーク（地域内の緊急車両の通行）等

(6) 広域交通ネットワークによる一層の居住圏の拡大・通勤圏の利便性の向上

< 施策のポイント > ・広域交通ネットワーク等

(7) 中山間地域の生活サービス支援（小さな拠点の形成）

< 施策のポイント > ・小さな拠点の形成・中山間地域との交通システムの強化等

■凡例

○：上位関連計画 ★：各課ヒアリング ◎：誘導方針からの展開案 重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

(1) IC とのアクセス性向上による市街地への居住誘導

施策の項目	誘導施策等	内容
市街地へのアクセス整備	○【継続】地域特性に応じた市街地や道路網の整備	・都市計画区域や中山間地域などの地域特性に応じた、自然環境に適合した市街地や道路網などの計画的な整備

■活用可能な支援措置

【アクセス性の高い市街地の整備】

○都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））

【市街地へのアクセス整備】

○都市・地域交通戦略推進事業（補助金）（立地適正化計画区域内）（直接 1/2 等）

(2) IC を生かした産業振興（産業育成、企業誘致）等

施策の項目	誘導施策等	内容
IC 周辺への製糸業、製造業の誘致	○【継続】（関連施策）IC 周辺への企業誘致 ※居住誘導区域への定住やUJI ターン者のための雇用施策としての企業誘致	・市街化調整区域での規制緩和により製紙業、製造業などの更なる発展に向けて、高知西バイパスの各 IC1km 以内において、適合する建築物の建築を可能とし、企業を誘致（『いの町「特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合」の実施基準に関する要綱』（平成 29 年 2 月 22 日 告示第 12 号））
IC を活かした新たな産業の誘致	○【継続】地区計画等による伊野 IC 周辺での新たな産業振興や雇用の場の創出	・伊野 IC 周辺では、新たな産業振興や雇用の場を創出するため、周辺環境との調和に配慮したうえで、地区計画等による新たな土地利用を検討

■活用可能な支援措置

【IC 周辺への製糸業、製造業の誘致】【IC を活かした新たな産業の誘致】

○地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）（予算措置、一部財政措置）（補助率 1/2）

○地域内の共同輸配送の促進（予算措置）

○地域公共交通確保維持改善事業（予算措置、一部財政措置、一部税制措置）

(3) 施設・道路のバリアフリー対策

施策の項目	誘導施策等	内容
道路環境の改善	○★【継続・新規】道路環境の改善（狭あいな生活道路の改良、交通安全施設の整備、歩道整備やバリアフリー化、橋梁の長寿命化等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅や教育施設、主要な公共施設の周辺や住民要望の多い区間等について、狭あいな生活道路の改良、交通安全施設の整備、歩道整備やバリアフリー化、橋梁の長寿命化等を計画的に進め、生活者の利便性・安全性を向上 ✓ 枝川地区・波川地区：低未利用地のセットバック、木造建築物が密集する狭あい道路の解消 ✓★天王地区：伊野地区・天王地区を結ぶアクセス道路の充実
	○【継続】人に優しい道路空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内における生活道路の安全で快適な人に優しい道路空間を整備※参照（関連施策） ☑重点施策3：公民連携によるまちなか再生の推進

■活用可能な支援措置

【道路環境の改善】

- 都市構造再編集集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））
- 街路事業（予算措置、税制措置）

(4) 公共交通の利用促進による居住誘導（駅の案内機能等、バス・鉄道の待合環境、駅の南北連絡、バス停整備等）

施策の項目	誘導施策等	内容
公共交通の充実（運行、交通結節機能、バス停の整備等）	○【継続・新規】総合的な交通体系の整備（検討中）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の環境整備やバス路線の維持・充実、乗継しやすい環境づくりなどを図ることにより、利用しやすい交通体系を整備 ・ ★医療・福祉の観点から中心部と中山間地域などの周辺地域を往来する公共交通の利便性と効率性の向上 ・ ◎MaaS（Mobility as a Service 及び MaaS を実現する新たなモビリティサービスとしてのグリーンスローモビリティ、シェアサイクル等の検討

施策の項目	誘導施策等	内容
交通結節機能の充実	○★【継続・新規】鉄道の交通結節機能の強化（検討中）	<ul style="list-style-type: none"> ・★運行数と実際の利用の乖離の解消に向け、各種交通手段の接続性を向上（地域公共交通計画策定に向け検討） ・鉄道については、交通事業者と協力しつつ、輸送サービスの強化や、駅周辺の環境整備による交通結節点としての機能を強化 ※参照（関連施策）☑重点施策3：公民連携によるまちなか再生の推進
	○【継続】バスの交通機能強化（路線の再編、結節拠点の機能強化、主要バス停の位置調整・環境整備等）	<ul style="list-style-type: none"> ・「いの町地域公共交通総合連携計画（平成22年3月）」に基づき、路線の再編、結節拠点の機能強化（JR伊野駅、伊野駅前電停）、主要バス停の位置調整・環境整備等を進め、地域特性に応じた公共交通機関の維持・充実

■活用可能な支援措置

【公共交通の充実（運行、交通結節機能、バス停の整備等）】

- 都市・地域交通戦略推進事業（立地適正化計画区域内）（直接1/2等、間接1/3）
- 都市・地域交通戦略推進事業（補助金）（立地適正化計画区域内）（直接1/2等）
- 日本版MaaS推進・支援事業（予算措置）
- 都市・地域交通戦略推進事業（予算措置、税制措置）
- （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資等制度（予算措置）

【交通結節機能の充実】

- 都市・地域交通戦略推進事業（駅まち空間整備の推進）
- 街路事業（予算措置、税制措置）
- 次世代ステーション創造事業（鉄道駅総合改善事業費補助）（予算措置）

（5）環状線（山手線）内の交通安全対策、緊急車両対策

施策の項目	誘導施策等	内容
緊急輸送ネットワークの形成	○◎【継続・新規】交通安全対策及び緊急輸送ネットワークの強化（緊急輸送ネットワークの形成：いの町都市計画マスタープラン）（参照：【道路環境の改善】）	<ul style="list-style-type: none"> ・環状線内（レッドゾーン）の狭あい道路の早期解消 ・◎中心拠点（伊野）と生活拠点（天王）の緊急輸送ネットワークの確保（伊野南地区農免道路～主要地方道高知土佐線の強化） ※浸水等の緊急時における伊野地区から天王地区への緊急避難路道路の確保 ※土砂災害等における天王地区の孤立化を防ぐ緊急避難道路の整備を推進

■活用可能な支援措置

【緊急輸送ネットワークの形成】

- 都市構造再編集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））
- 都市公園ストック再編事業（立地適正化計画策定都市）（直接1/2）

【地域内の緊急車両の通行】

- 事前防災による安全な市街地の形成（都市防災総合推進事業（【交付率】1/2、1/3、2/3※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合））

(6) 広域交通ネットワークによる一層の居住圏の拡大・通勤圏の利便性の向上

施策の項目	誘導施策等	内容
広域交通ネットワーク	〇〇【継続・新規】広域交通ネットワーク拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 33 号、国道 194 号、国道 439 号の幹線道路の整備 ・◎バス・高速バス等の交通機能強化の検討（＜都市機能誘導区域＞方針 2 参照） 例：路線の再編、主要バス停の位置調整・環境整備、結節拠点（バスタ）の機能強化等

■活用可能な支援措置

【広域交通ネットワーク】

- 都市・地域交通戦略推進事業（予算措置、税制措置）

(7) 中山間地域の生活サービス支援（小さな拠点の形成）

施策の項目	誘導施策等	内容
小さな拠点の形成	○【新規】いの町過疎地域持続的発展計画（案）の推進	・いの町過疎地域持続的発展計画（案）の推進
	○【継続】集落活動センターの普及・拡大、取組支援	・集落活動センター推進事業
	○【継続】高知ふるさと応援隊の導入・活動支援	・集落活動センター推進事業
中山間地域との交通システムの強化	○【継続】中山間地域との連携強化対策	・デマンド型乗合タクシー、デマンドバス、スクールバスなどの交通確保対策

■活用可能な支援措置

【小さな拠点の形成】

- 過疎債
- 小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置
- 高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（高知県）

【中山間地域との交通システムの強化】

- 高知県過疎地域自立促進計画

6.5 防災に関する施策

防災に関する施策は以下のとおりです。

防災のための施策は、防災に関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

なお、防災に関する具体的な取組は「防災指針」に示します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット）】

- 方針4 水災害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー）】

- 4 「水災害リスクを認識した上で、安全に暮らすことができるまちづくり」の施策・誘導方針
 - (1) 流域治水・内水対策、仁淀川・宇治川の治水対策等の「氾濫を減らす」及び「安全に逃げる」「備えて住む」対策
 - <施策のポイント>・流域治水、内水対策・仁淀川・宇治川の治水対策等の「氾濫を減らす」及び「安全に逃げる」「備えて住む」対策
 - (2) 地震、地滑り、土砂災害対策
 - <施策のポイント>・土砂災害防止対策・地震に強い市街地形成・建物の耐震化等
 - (3) 命を守る対策（避難路、避難場所等、避難体制の充実等）
 - <施策のポイント>・災害に強いまちづくり、避難路・避難場所等・避難体制の充実等

■凡例

○：上位関連計画 ★：各課ヒアリング ◎：誘導方針からの展開案 重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

【参照「防災指針」】

施策	施策の項目	誘導施策等
(1) 流域治水・内水対策、仁淀川・宇治川の治水対策等 (「氾濫を減らす」「安全に逃げる」「備えて住む」)	氾濫を減らす ※治水 ・流域治水 ・内水対策	○【継続】流域治水 ○【継続】内水対策
	氾濫を減らす ※仁淀川・宇治川の治水対策	○【継続】「仁淀川水系河川整備基本方針（H20.3）」「仁淀川水系宇治川河川整備計画（H18.4）」に沿った水災害対策の推進 ○【継続】慢性的な浸水被害の軽減・解消（宇治川流域）
	安全に逃げる	○◎【新規】 <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策4：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等）
	備えて住む	○★◎【新規】 <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策4：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等） ・建築物等の防災機能強化
(2) 地震、土砂災害対策	土砂災害防止対策	★【新規】土砂災害ハザードマップの見直し（予定） ○【継続】砂防えん堤、地すべり防止施設等の対策施設の設置要請 ◎【新規】建替時におけるハザード区域からの移転促進
	地震に強い市街地形成	○★【新規】大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査の実施 ○【継続】ライフライン施設等の機能確保と不測の事態への備え ○【継続】通信施設の機能強化 ○【継続】民間の建築物に対する耐震診断・耐震補強への支援を継続 ○【継続】沿道建築物の耐震化の推進
(3) 命を守る対策 (避難路、避難場所等、避難体制の充実等)	災害に強いまちづくり	★【継続・新規】防災関連機能の集約化・防災拠点の整備（公共施設の再編の観点） ○★【継続・新規】 <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策5：老朽化した都市インフラの改修 ◎【新規】リアルタイムデータによる防災情報の発信（スマートシティ実装化支援事業 スマートシティ実装化支援調査） ○【継続】「いの町地域防災計画」「いの町国土強靱化計画」の推進（消防、火災等含む） ○【継続】公共・公益施設の防災拠点としての機能強化（耐震化・不燃化） ○【継続】地域全体の防災力の向上 ※参照（関連施策）：交通安全対策及び緊急輸送ネットワークの強化

施策	施策の項目	誘導施策等
	避難路 ・避難場所等	○【新規】避難場所等の充足 ○【継続】避難場所等・避難路の確保 ○【継続】今後の対策等 ※共通：○◎【新規】 <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策 4：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等）
	避難体制	★【新規】土砂災害警戒区域等における啓発活動 ★【新規】河川浸水時や土砂災害時、地震時における避難対策についての取り組み ※共通：○◎【新規】 <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策 4：流域治水に基づく命を守る方策（災害に強いまちづくり、避難体制等）

■活用可能な支援措置

【災害に強いまちづくりなど】

- 防災・減災を主流化したコンパクトシティの推進
- 事前防災による安全な市街地の形成（都市防災総合推進事業（【交付率】1/2、1/3、2/3※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合））
- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な推進（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）
- 市街地開発事業等における無電柱化の推進（無電柱化まちづくり促進事業）
- 防災街区整備事業（都市機能誘導区域内）（直接、間接1/3）
- 都市再生区画整理事業（都市機能誘導区域・居住誘導区域内）（直接1/2、間接1/3）
- スマートシティ実装化支援事業 スマートシティ実装化支援調査

【避難路、避難場所等】

- 事前防災による安全な市街地の形成（都市防災総合推進事業（【交付率】1/2、1/3、2/3※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合））

【避難体制の充実】

- 想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波の浸水想定区域指定及びハザードマップ作成の推進（予算措置）
- タイムライン（防災行動計画）策定
- 地域防災力・避難体制の確立（いの町地域防災計画）

【洪水に強い建物への改善・建物の強靱化】

- 防災街区整備事業（都市機能誘導区域内）（直接、間接1/3）
- 防災・省エネまちづくり緊急促進事業（都市機能誘導区域・居住誘導区域内）（直接 3%、5%、7%）
- 都市公園・緑地等事業

6.6 “らしさ”に関する施策

いの町“らしさ”に関する施策は以下のとおりです。

“らしさ”のための施策は、“らしさ”に関わる方針（ターゲット）及び施策・誘導方針（ストーリー）に基づき設定します。

【居住誘導に関わる方針（ターゲット）】

■方針5 仁淀川と暮らすまちづくり

【施策・誘導方針（ストーリー）】

■5 「仁淀川と暮らすまちづくり」の施策・誘導方針

- (1) 歴史・文化：問屋坂や製紙工場のある紙のまちの景観の保全
＜施策のポイント＞・いの町らしい景観の保全、創出・景観計画
- (2) 仁淀川：礫河原の景観、水質の保全、水とのふれあいの確保
＜施策のポイント＞・かわまちづくり（いの町らしさを感じられる仁淀川とのふれあい機会の提供）・清流日本一の維持・水辺とのふれあいなど
- (3) 人とのつながり：人とのふれあい、交流の場の確保
＜施策のポイント＞・地域コミュニティの形成・まちなかの広場整備・観光交流の推進・UJI ターン移住者・いの町らしさを享受できる住まい方（例：ワーケーション）など

■凡例

○：上位関連計画 ★：各課ヒアリング ◎：誘導方針からの展開案 重点施策

【新規】：各課による新たな施策・事業

【継続】：上位計画、各課ヒアリングにより継続する施策・事業

【継続・新規】：既往の施策・事業を活用しつつ、新たな課題に対応して展開

(1) 歴史・文化：問屋坂や製紙工場のある紙のまちの景観の保全

施策の項目	誘導施策等	内容
いの町らしい景観の保全・創出	○【新規】歴史的建築物の保全など地域資源を活かした市街地の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 伊野駅、商店街、梶本神社、問屋坂（国道33号）にかけてのエリア（旧松山街道）は、外部からのまちの玄関口となり、紙の博物館等の観光施設の集積するエリアでもあることから、歴史的建築物の保全等、地域資源を活かした魅力的な景観形成を図る（いの町都市計画マスタープラン） ※参照（関連施策）<input checked="" type="checkbox"/>重点施策3：公民連携によるまちなか再生の推進

■活用可能な支援措置

【いの町らしい景観の保全・創出】

○まちづくりファンド支援事業（共助推進型）

○都市構造再編集集中支援事業（直接：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域等内））

(2) 仁淀川：礫河原の景観、水質の保全、水とのふれあいの確保

施策の項目	誘導施策等	内容
かわまちづくりなど	○★【継続・新規】 <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策6：仁淀川周辺の親水空間の充実（緑地及び周辺施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・波川緑地の観光利用を促進するための機能や施設の拡充（「木漏れ日の森」区域の多面的利用の促進）（仁淀川 波川緑地 再整備計画（検討案）） ・羽根公園の整備 ・★仁淀川周辺施設（波川公園、土佐和紙工芸村）などの仁淀川周辺施設の魅力向上（リニューアル等） ・波川緑地の魅力を体感できるイベント開催（仁淀川 波川緑地 再整備計画（検討案）） ・仁淀川の流域連携による観光の充実（仁淀川 波川緑地 再整備計画（検討案））（上下流交流など） ・豊かな自然とふれあうことができる川づくり（仁淀川周辺の緑地等は、仁淀川に集まる生物の生息地や洪水時の遊水スペース等の多面的な機能を持った緑地として、維持・保全）・仁淀川の景観に配慮した親水空間としての機能充実
清流日本一の維持	○【継続】仁淀川の水質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全

■活用可能な支援措置

【かわまちづくりなど】

○かわまちづくり支援制度

【清流日本一の維持】【水辺とのふれあい】

○仁淀川水系河川整備計画【変更】（平成28年12月）

(3) 人とのつながり：人とのふれあい、交流の場の確保

施策の項目	誘導施策等	内容
いの町らし い暮らし	○【継続・新規】 中心市街地への食・職（コワーキング）の拠点の整備（いの町中心市街地活性化計画）	※参照（関連施策） <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策3：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの検討
	○◎【継続・新規】 UJI ターン者の受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーいの町ターン（高知県いの町移住応援サイト）「高知屋で暮らす。（高知U I ターンサポートメディア）」の推進 ・◎二拠点居住の推進（移住体験ツアーの開催、移住に関わる各種補助の検討（移住体験用交通費・宿泊費の補助、引っ越し費用の補助、期限付きの家賃補助、空き家の活用・紹介や各種情報提供など） ・空き家の活用 ※参照（関連施策） <input checked="" type="checkbox"/> 重点施策2：「空き活」の創設
地域コミュニティの形成	○★【新規】 高齢者福祉施設の地域交流スペースとしての活用	・地域交流スペースの利活用方法の検討
	○【継続】 公民館の適正な維持管理・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館は、安全・安心に利用できるよう適正に維持管理・更新し、老朽化や地域ニーズに対応するために大規模改修 ・更新の際は、維持管理経費の縮減に努めるとともに、施設規模の適正化や複合化・集約化等の適正配置についても検討
	○★【継続・新規】 生涯スポーツの推進に向けたスポーツ施設の整備や活動機会の充実（いの町第2次振興計画（基本構想）（いの町中心市街地活性化計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の機能充実に努め、スポーツ活動等の活性化を推進 ・いのスポーツクラブとの連携を深め、スポーツ教室・各種スポーツ大会の開催や、関係団体の育成連携などに努め、社会体育活動の普及と振興を推進（教育委員会）

施策の項目	誘導施策等	内容
観光交流	○【継続】自然・歴史・文化を生かした観光の推進（第2期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略）	・地域資源である観光拠点等の整備、機能強化 ・滞在型・体験型観光の振興

■活用可能な支援措置

【いの町らしい暮らし】

<UJI ターン者の受け入れ体制>

○空き家対策総合支援事業

<ワーケーションなど>

○官民連携によるエリア価値の向上（コワーキングスペース）（都市構造再編集集中支援事業 まちなかウォークアブル推進事業 都市再生整備計画事業）

○クラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の再生の推進

【地域コミュニティの形成】

○市民農園等整備事業（居住誘導区域内外）（直接 1/2 施設、1/3 用地）

【まちなかの広場整備】

○子ども・子育てやバリアフリーなど多様な機能を備えた公園整備（都市公園・緑地等事業）

【観光交流】

○官民連携まちなか再生推進事業（都市機能誘導区域内）（直接 1/2）